

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大泉町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県大泉町長

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザの予防接種に係る対象者の抽出、予防接種の実施、接種履歴の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①実施対象者把握 ②履歴管理 ③保健指導等 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ④ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑤予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康づくり課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】17, 18, 19の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報照会の根拠】第13条	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】16の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】16の2, 17, 18, 19の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供の根拠】第12条の2 【情報照会の根拠】第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2	事後	
平成29年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 石井 有	健康づくり課長 岩瀬 良子	事後	
平成29年5月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年11月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①実施対象者把握 ②履歴管理 ③保健指導等	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①実施対象者把握 ②履歴管理 ③保健指導等 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種（マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。）	事前	
平成29年11月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー	健康管理システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康推進部 健康づくり課 健康づくり課長 岩瀬 良子	健康福祉部 健康づくり課 健康づくり課長 長谷川 則雄	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	電話0276-55-2632	電話0276-62-2121	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	電話0276-55-2632	電話0276-62-2121	事後	
平成30年5月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 長谷川 則雄	健康づくり課長	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		追記	事後	
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項	【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項	事後	
令和4年3月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①実施対象者把握 ②履歴管理 ③保健指導等 (マイナポータルサービスのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。)	予防接種法等の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る対象者の抽出、予防接種の実施、接種履歴の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①実施対象者把握 ②履歴管理 ③保健指導等 (マイナポータルサービスのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ④ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑤予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月8日	1. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	IV リスク管理 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和4年3月8日	IV リスク管理 5 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。)	委託しない	十分である	事後	
令和4年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	